

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
葛城市	脇田地区	令和3年2月	令和3年2月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	5.6 ha

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

脇田地区においては、水稻の栽培が盛んな地域であるが、担い手の高齢化や農地の減少などにより、今後の当地区の農業を考えるうえにおいて、所得の向上、後継者の育成を解決していかなければならない。主食用水稻以外の加工用米の栽培も検討する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

脇田地区については、農地所有者が独自に水稻生産を行い、一部を中心経営体に作業受託を行っている。全作業を中心となる経営体のもと、今後懸念される耕作放棄地の発生防止に努めながら、生産効率と所得の向上を目指し経営の安定を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)を活用する。
ただし、農業をリタイア・経営転換する人の、農地中間管理機構への貸し付けも推進する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

経営対数
・個人 1経営体

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認定	〇〇 〇〇	野菜	0.2 ha	野菜	5.8 ha	
計	11人		0.2 ha		5.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。